
*
*
* 一般社団法人 北海道国際流通機構 *
*
* 定 款 *
*
*

平成29年 2月27日 作 成

平成 年 月 日 公証人認証

平成 年 月 日 法人設立

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 北海道国際流通機構と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、北海道産品の輸出促進を通じた経済活性化を図るため、特にこれまで輸出を行っていなかった道内企業に対し、海外での販売機会の提供、輸出手段の代理及び最適な物流の選択について、中小企業を支援する今までにない付加価値の高いサービスを提供することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 主に北海道産品等の食品、日用品、雑貨等の販売、輸出入
2. 主に北海道の貿易振興に資する展示会、商談会等の企画、開催及び出展
3. 電子商取引
4. 国内外の情報収集及び発信
5. コンサルタント事業
6. 宣伝刊行物の作成及び配布
7. 運送業及びそれに関連する事業
8. 人材派遣
9. 通訳、翻訳業務
10. 前各号に附帯する一切の事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入 社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、社員総会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第8条 社員は、理事において別に定める退会届を提出して、任意に退社することができる。ただし、3ヶ月前までに当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。ただし、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、社員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員の同意があったとき
- (2) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は団体が解散したとき

(資格喪失に伴う権利義務)

第11条 社員がその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れない。

第3章 基金

(基金の拠出)

第12条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第13条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、社員総会において別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第14条 拠出された基金は、基金取扱規程に定められた期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 15 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立)

第 16 条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第 4 章 社 員 総 会

(社員総会)

第 17 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第 18 条 社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。ただし、社員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集を省略することができる。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 19 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 役員の報酬額又はその規定
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲り受け
- (7) 解散
- (8) 合併並びに事業の全部及び一部の譲渡
- (9) その他法令で定められた事項

(議 決 権)

第 20 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

2 代表理事たる社員は、8 個の議決権を有する。

(議 長)

第 21 条 社員総会の議長は、社員総会の決議により理事の中から選出する。

- 2 すべての理事に事故があるときは、社員総会の決議により、当該社員総会において社員の中から選出する。

(代 理)

第 22 条 社員総会に出席できない社員は、当法人の議決権を有する他の社員 1 名を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を総会ごとに当法人に提出しなくてはならない。
- 3 第 1 項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第 23 条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第 24 条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

(委 員 会)

第 25 条 代表理事は、当法人の事業の円滑な遂行を図るため、必要があると認めるときは、理事の過半数の同意を得て、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事の過半数の同意を得て、代表理事が委嘱する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、理事の過半数の同意を得て、代表理事が別に定める。

第 5 章 理 事 等

(員 数)

第 26 条 当法人に、理事 2 名以上を置く。

- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選 任 等)

第 27 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

- 2 当法人は、代表理事を社員総会の決議により選任する。

(理事の親族制限)

第 28 条 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、当法人の業務を執行に関する意思を決定する。

2 当法人の業務は、この定款に別に定める場合を除き、理事の過半数をもって決定する。

3 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(理事の任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又はその選任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。

(解任)

第 31 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任する場合は、当該理事にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該理事に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 32 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益については、社員総会の決議によって定める。

2 理事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事の決定に基づき、別に定める。

(取引の制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算等)

第 35 条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類並びに資金調達、設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事の承認を受けなければならない。

2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

3 第 1 項の書類は、主たる事務所に当該事業年度終了日まで備え置き、社員 の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第 36 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、第 1 号については定時社員総会に報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については、社員総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 上記(3)及び(4)の附属明細書

2 第 1 項各号の書類については、定時社員総会の日から 1 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置く。

(剰余金の分配の禁止)

第 37 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 39 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与 するものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第41条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に際し必要な事項は、社員総会の決議により別途定めた規定によるものとする。

第9章 附 則

(委 任)

第42条 本定款及び当法人の運営に必要な事項は、社員総会の決議により別途定める。

(設立時の役員)

第43条 当法人の設立時理事は、次のとおりである。

設 立 時 理 事

氏名 鳥 取 義 之

設 立 時 理 事

氏名 長谷川 朋 弘

設 立 時 理 事

氏名 新 山 将 督

設立時代表理事

氏名 鳥 取 義 之

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設 立 時 社 員

氏名 鳥 取 義 之

設 立 時 社 員

氏名 長谷川 朋 弘

設 立 時 社 員

氏名 新 山 将 督

設立時社員

氏名 久保田 浩 司

設立時社員

氏名 前 鼻 真 光

設立時社員

氏名 三 輪 貴 寛

設立時社員

氏名 山 本 英 明

設立時社員

氏名 伊 貝 正 志

設立時社員

名称 株式会社 北国からの贈り物

設立時社員

氏名 大川畑 広 喜

設立時社員

名称 株式会社 北海道新聞社

設立時社員

名称 株式会社 インワールド

(定款に定めのない事項)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人 北海道国際流通機構を設立するため、設立時社員・鳥取義之他 11名の定款作成代理人であるSATO行政書士法人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成29年2月27日

上記社員の定款作成代理人 札幌市東
3番1号 SATO行政書士法人
代表社員 阿 部 典 紀



目